

授業目的公衆送信補償金制度に関する現状報告

(1) 授業目的公衆送信補償金申請状況

今年度の授業目的公衆送信利用につきましては、8月31日までにできるだけ申請いただくよう告知のうえ、対応いただいております。11月30日現在での申請状況は添付資料1のとおりです。これら申請によります補償金請求額総額は同日現在約46億5千万円(高等教育機関設置者より25億円、初等中等教育機関設置者より21億5千万円)となっております。ご申請をいただきました教育機関設置者のみなさまにおかれましては、本制度へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

なお、今年度につきましては、特に初等中等教育では、GIGAスクール構想開始初年度とも重なり、未だ準備中の教育機関もあると承知しております。

SARTRAS といたしましては、授業目的公衆送信制度を利用している、あるいは利用を検討している教育機関設置者に対して丁寧な説明を行うよう引き続き努めてまいります。

本フォーラム参加の団体各位におかれましても、構成員である設置者から申請手続きなどについてご不明の点など寄せられましたら、SARTRAS までお気軽にお問い合わせいただければと存じます。

なお、12月3日までに授業目的公衆送信補償金お支払いの申請をいただきました教育機関設置者及び教育機関名につきまして、利用規約に基づき SARTRAS ウェブサイトで12月13日より公開させていただいております。ご確認ください。

(2) 利用報告・分配

補償金の分配のために必要な利用報告につきましては、既にご案内のとおり、今年度は約1,000校の教育機関(大学は学部単位)にそれぞれ指定する

月1カ月分のご利用の報告をお願いし、今年度ご報告をお願いする予定の教育機関設置者のみなさまには既にご連絡済みです。現在は、順次利用報告のご提出をいただき、実際の分配を担うことが予定されております著作権等管理事業者等におきまして、来年9月の権利者への分配を目指し、権利者特定の整備作業を進めているところです。

来年度の利用報告につきましては、本年度の経験を踏まえ一部改良を加えつつ、基本的には本年度と同様の方式にて2021年3月までには利用報告をお願いしたい全対象教育機関の設置者の方へ御案内させていただく方向で準備を進めております。御案内のありました設置者のみなさま、対象の教育機関の先生方には、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本フォーラムの検討項目としても掲げられております「著作権制度の普及啓発」とも関連いたしますが、ぜひ教育機関及び先生方等に周知いただきたいことがございます。利用報告に、明らかに運用指針に示す範囲外と考えられる利用（出版物の全部利用等）も含まれております。このような利用報告につきましては、補償金の分配対象からは除外することを検討しています。改めまして、著作物ご利用の際は、運用指針を参照いただきますよう周知いただければ幸いです。

(3) 共通目的事業

補償金は、著作権法第104条の15により「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」（以下「共通目的事業」という。）への支出が義務づけられております。

共通目的事業として、どのような事業を実施するかにつきましては、SARTRAS内に6名の有識者の方に専門委員として参画いただき共通目的事業委員会を設置し、2021年8月より検討を開始しております。実施初年度にあたります2022年度の事業につきましては、応募要件を定めたくうえで事業提案を広く募集する予定です。教育関係のみなさまからのご提案もいただけますよう、募集の際には改めて御案内したいと存じます。

(4) ライセンスの検討状況

SARTRAS 事務局では、改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）末尾掲載の参考資料記載の利用を対象とする SARTRAS ライセンスの実現に向け、検討を行うこととしております。

ただし、著作権等管理事業者である SARTRAS がライセンスを行う場合、他の著作権等管理事業者の役員が SARTRAS の役員として意思決定に参画しているため、独占禁止法で禁止されている行為（カルテルや市場分割等）を行っているのではないか、との誤解を受けかねないこと等、独占禁止法上の課題を整理する必要が生じました。このため、顧問弁護士の指導の下、事務局として公正取引委員会に相談しながら慎重に検討を進めており、

現時点では、開始時期が見通せない状況にあります。

しかし、SARTRAS は、引き続き文化審議会著作権分科会報告書にある「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応じていく」ため SARTRAS ライセンスの実現を目指してまいりますので、「教育現場の著作物利用ニーズ」をぜひお聞かせいただければと考えております。こちらにつきましては、ぜひ以下の連絡先アドレスまでお寄せください。

（連絡先）

sartras_info@sartras.or.jp

以上